

東浦町総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律162号）第1条の4の規定に基づき、東浦町総合教育会議（以下「会議」という。）を置く。

(庶務)

第2条 会議の庶務は、企画政策部企画政策課において処理する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。